

制度周知看板イメージ

平成30年7月1日から

家庭系ごみ 指定袋制度

がはじまります

対象は **燃やせるごみ・燃やせないごみ** です。

平成30年7月1日から、
家庭から出る「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を
収集場所に出すときは、**指定ごみ袋に入れてください。**

平成30年10月1からは、指定ごみ袋以外で出された「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は収集しません。

指定ごみ袋イメージ



次のごみは指定ごみ袋を使わずに出すことができます

燃やせるごみ

大型ごみ



※指定ごみ袋は、平成30年6月を目途に、お近くのスーパーまたはホームセンターなどで販売される予定です。

お問い合わせ (弘前市環境管理課)

指定ごみ袋に関すること…………… 廃棄物政策係 TEL 0172-32-1969
 ごみの分別区分に関すること…………… 資源循環係 TEL 0172-35-1130
 ごみ収集や収集場所に関すること…………… 環境事業係 TEL 0172-32-1952

概要

- (1) 寸法 縦400mm×横300mm×厚さ1mm
- (2) 材質 プラスチック (PP) 製
- (3) その他 四隅に開口 (Φ3mm) 有り
- (4) 配布 配布を希望する町会及び集合住宅管理者へ
4月以降の配布を予定 (4,000枚作成)